

フロア区分ごとの要件

（「最低限必要と想定する什器等とその数量」欄に※を付した什器等については、県において別途選定する又は既有品を用いるため、仕様書 2.2.2 ⑤什器調達計画の策定の対象外とする）

- 共通

No	設備・機能名称	概要	最低限必要と想定する什器等とその数量
01	床	<ul style="list-style-type: none"> オフィス用のカーペットとする 	
02	照明	<ul style="list-style-type: none"> 共用部、各個室オフィス、会議室について個別に照明の ON/OFF ができること 高松シンボルタワーの中央監視装置で運転状況を監視・制御できること 	
03	空調	<ul style="list-style-type: none"> 高松シンボルタワーの中央監視装置で運転状況を監視・制御できること 	
04	防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 高松シンボルタワーの中央監視装置で運転状況を監視・制御できること 	
05	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の確認申請を要しない範囲での施設整備とすること 天井又は壁面上部に通信機器（Wi-Fi アクセスポイント）を設置するための空配管を設置すること（設置箇所は本業務で策定し、設置はオフィス施工とは別に県が行う。） 警備用カメラの位置は必要に応じて移動すること 	

- 共用部

- エントランス

No	設備・機能名称	概要	最低限必要と想定する什器等とその数量
06	サイン	<ul style="list-style-type: none"> 下記 No08 正面ゲートの手前に、次の事項を掲示する、デザイン性のある壁またはパネルを設けること <ul style="list-style-type: none"> SiB のロゴ 「Setouchi-i-Base 〈Office〉」の記載（公式名称ではなく、Setouchi-i-Base のオフィスフロアの意であることを留意すること） 入居事業者名（札入れだけを設け、県において追加・入れ替えを可能とすること） 	
07	受付	<ul style="list-style-type: none"> 下記 No08 正面ゲートの手前に、受付端末及びサイネージを設置するために必要なスペース及び電源・コンセント等を確保すること（無人受付を想定している）。 	<ul style="list-style-type: none"> 受付端末 1 受付端末スタンド 1 サイネージ 1 ※ サイネージ固定器具 1
08	正面ゲート	<ul style="list-style-type: none"> ガラス製の自動ドア（横開き）とする オートロックとし、退室側は人感センサーによる自動開錠、入室側は高松シンボルタワーのカードキーによる開錠または本表 No07 エントランスに設置する受付機器に連動して開錠できること。 	
09	応接等スペース	<ul style="list-style-type: none"> 来客応接用スペースの設置などにより一定の広さとデザイン性を確保すること。その際、オフィスの印象（開放感やデザイン性等）の向上を図るとともに、個室オフィス内のプライバシー確保を目的とした配置とすること。 	

- コワーキングエリア

No	設備・機能名称	概要	最低限必要と想定する什器等とその数量
10	交流・作業スペース	<ul style="list-style-type: none"> 4者以上の打ち合わせができるスペースを2箇所以上設けること。 2者以上が隣り合って作業ができるスペース（カウンター席等）を6席分以上設けること。 上記いずれも電源・コンセントを設けること 	<ul style="list-style-type: none"> 打ち合わせ用テーブル 2 打ち合わせ用チェア 8 カウンターテーブル 1 カウンターチェア 6
11	OA 機器スペース	<ul style="list-style-type: none"> 複合機、セキュリティ BOX を設置するため、必要なスペース及び電源・コンセント等を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 複合機 1 ※ セキュリティ BOX 1 ※
12	給湯スペース	<ul style="list-style-type: none"> 飲食物保管・ゴミ箱収容用のキャビネット、冷蔵庫、給茶機を設置するため、必要なスペース及び電源・コンセント等を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食物保管・ゴミ箱収容用のキャビネット 1 冷蔵庫 1 給茶機 1 ※

〈注〉別添4 SiB オフィス サービス概要に記載のとおり、入居者は同建物 5F のコワーキングエリアを利用可能であるため、SiB オフィスにおいては、コワーキングエリアの充実よりも、個室オフィス数の確保を優先する。

• 個室オフィス

No	設備・機能名称	概要	最低限必要と想定する什器等とその数量															
13	個室オフィス	<ul style="list-style-type: none"> 部屋数、広さは次のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="697 1150 1291 1381"> <thead> <tr> <th>部屋タイプ</th> <th>広さ目安</th> <th>部屋数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2名用</td> <td>10㎡程度</td> <td>2～3室</td> </tr> <tr> <td>2～3名用</td> <td>15㎡程度</td> <td>5～6室</td> </tr> <tr> <td>4～5名用</td> <td>20㎡程度</td> <td>5～6室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>12～15室</td> </tr> </tbody> </table> 入口扉は、高松シンボルタワーのカードキーにより、部屋ごとに入居者が施錠できること。 入口扉のある面は、透明なガラス製にし、高さを3m程度とすること（消防法上必要な隙間を確保すること）。また、室内のテーブル上のものやモニターが見えないよう、目線の高さに、近くからであれば人物を特定できる程度のスモーク加工を施すこと（各入居者において自由にスモークを外せることが望ましい。） 入口扉以外の面（躯体の壁を除く）は、内部が見えない天井高の壁を設けること。各部屋同士の仕切りとなる面は防音性を高める構造とすること。ただし、避難安全検証法や消防法等の規定により壁面上部に開口部等を設ける必要がある場合は、法令を満たしつつ可能な範囲でプライバシー・防音性に配慮した提案を行うこと（完全な遮音は求めない）。 	部屋タイプ	広さ目安	部屋数	1～2名用	10㎡程度	2～3室	2～3名用	15㎡程度	5～6室	4～5名用	20㎡程度	5～6室	合計		12～15室	<ul style="list-style-type: none"> メール BOX 各室 1 （個室オフィス各室に設けるか、あるいは共用部にまとめて個室オフィス数分を設けること。）
部屋タイプ	広さ目安	部屋数																
1～2名用	10㎡程度	2～3室																
2～3名用	15㎡程度	5～6室																
4～5名用	20㎡程度	5～6室																
合計		12～15室																

	<ul style="list-style-type: none"> 外壁ガラスに面する部屋については、その外壁ガラス面について、SiB オフィス外部から入居者のデスク上のものが見えないよう、外壁ガラスの目線の高さに、現状復旧が可能な方法でスモーク加工を施すこと。 各部屋の空調効率をできるだけ高めること。 各部屋に電源・コンセントを「5か所×2口」以上設置すること。 各部屋にインターネット回線及び電話回線用の空配管を設置すること。 照明は、各部屋内で ON/OFF にできること。また、OA 作業ができる照度を確保すること。 	
--	---	--

• 会議室

No	設備・機能名称	概要	最低限必要と想定する什器等とその数量
14	会議室	<ul style="list-style-type: none"> 部屋数は1室とし、少なくとも6名での利用が可能な広さとする。 入口扉は、内側から施錠可能とすること。 入口扉のある面は、透明なガラス製にし、ブラインド等により内側から任意に内部を隠せるようにすること。その他の面については、入口扉のある面と同様あるいは透過性の全くない壁とすること。 天井のある完全個室とし、防音性を高めること。それに伴い、法令上必要な設備（消防設備等）を設けること。 空調を設けること。 各部屋に電源・コンセントを「2か所×2口」以上設置すること。 照明は、各部屋内で ON/OFF にできること。また、OA 作業ができる照度を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> Web 会議システム（モニター、マイク、スピーカーなど） 1 テーブル 1 チェア 6